

四日市市告示第 476 号

三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年 3 月 27 日三重県条例第 7 号）第 72 条の 4 第 2 項に基づき、次のように告示する。

令和 5 年 7 月 28 日

四日市市長 森 智広

1. 発表事項

日本板硝子株式会社四日市事業所における土壤汚染について

2. 発表内容

令和 5 年 7 月 27 日、三重県生活環境の保全に関する条例第 72 条の 4 第 1 項に基づき、日本板硝子株式会社（東京都港区三田 3 丁目 5 番 27 号 代表取締役 細沼宗浩）から同社四日市事業所（四日市市千歳町 6 番 7 号）において、土壤汚染を発見した旨の届出がありました。

同社が事業所敷地内において新設設備用基礎工事の際に掘削土を自主的に調査したところ、「砒素及びその化合物」が土壤溶出量基準を超過しました。四日市事業所敷地内においては、過去に「砒素及びその化合物」の使用履歴がありますが、今回の工事範囲では使用履歴がなかったことから、土壤汚染の原因は不明です。なお、敷地境界で地下水調査を実施したところ、地下水基準を満たしていたことから、周辺環境への影響はないと考えられます。

基準を超過した有害物質及び濃度は次のとおりです。

< 土壤調査結果（溶出量） >

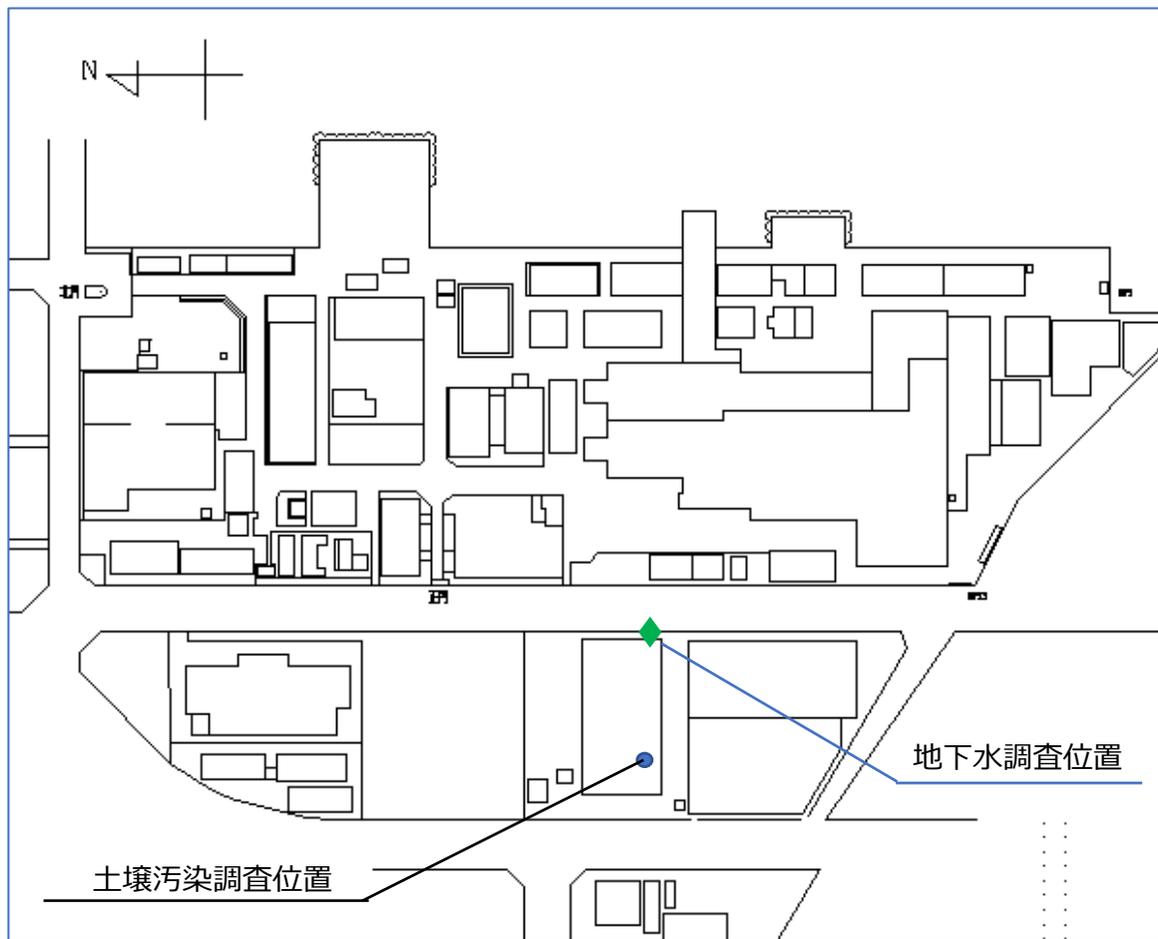
物質名	最大検出濃度 （土壤溶出量基準の倍数）	土壤溶出量基準
砒素及びその化合物	0.016mg/L（1.6倍）	0.01mg/L

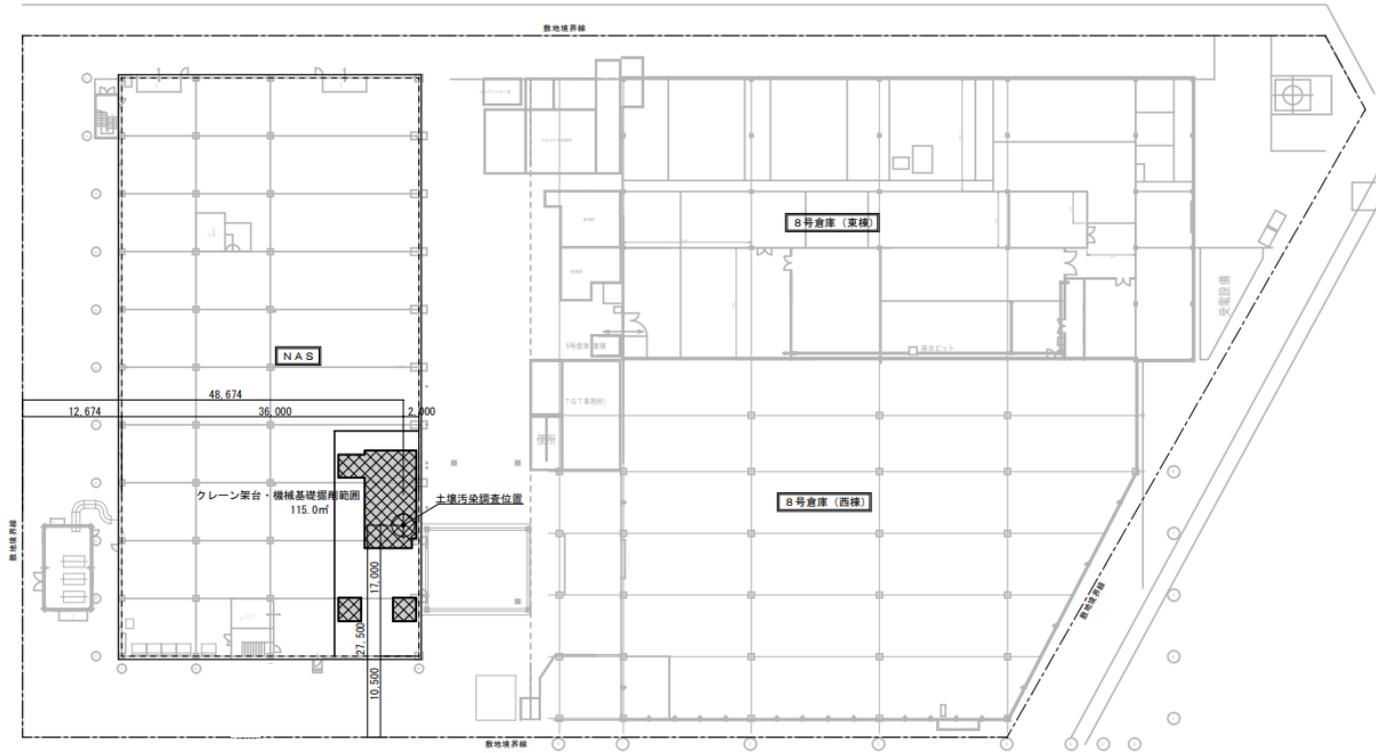
※汚染区画については土間コンクリートで覆われており、直接摂取防止、飛散防止及び雨水浸透防止の措置が講じられています。

3. 対応方針

- （1）令和 5 年（7 月 28 日に現地確認を行います。
- （2）汚染が確認された地点の下流側（概ね 250 m の範囲）における飲用井戸の有無を調査します。

（環境部環境政策課）





土壤汚染調査位置 (詳細)